

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成二十四年九月二十八日

山口県規則第八十三号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 削除

第三章 指定介護予防訪問入浴介護（第三十六条―第四十三条の七）

第四章 指定介護予防訪問看護（第四十四条―第五十五条）

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション（第五十六条―第六十三条）

第六章 指定介護予防居宅療養管理指導（第六十四条―第七十条）

第七章 削除

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション（第八十四条―第九十四条）

第九章 指定介護予防短期入所生活介護（第九十五条―第一百十二条）

第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第一百十三条―第一百十九条）

第十一章 指定介護予防短期入所療養介護（第一百二十条―第一百三十三条）

第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第一百三十四条―第一百四十条）

第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第一百四十一条―第一百五十九条）

第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第一百六十条―第一百六十七条）

第十五章 指定介護予防福祉用具貸与（第一百六十八条―第一百八十条）

第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売（第一百八十一条―第一百八十八条）

第十七章 共生型介護予防サービス（第一百八十九条）

第十八章 基準該当介護予防サービス（第一百九十条―第一百九十二条）

第十九章 雑則（第百九十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）をいう。
- 三 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 削除

（平三〇規則三九）

第三条から第三十五条まで 削除

（平三〇規則三九）

第三章 指定介護予防訪問入浴介護

（従業者）

第三十六条 条例第十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一人以上

二 介護職員 一人以上（指定居宅サービス等条例第十六条第三項の規定により同条第一項に規定する基準を満たしているものとみなす場合にあっては、二人以上）

2 介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（平三〇規則三九・一部改正）

（管理者の責務）

第三十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第三十七条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者により指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

（平三〇規則三九・追加、令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（運営規程）

第三十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

ならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

（平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（記録の整備）

第三十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 第四十三条の規定による通知に係る記録

（平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正）

（重要事項の電磁的方法による提供）

第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第十八条の規定による書面の交付等をする場合においては、利用申込者又はその家族からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る

電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。) を使用方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(平三〇規則三九・追加、令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(衛生管理等)

第三十九条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(令三規則五七・追加、令六規則二七・一部改正)

(虐待の防止)

第三十九条の二の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

(令三規則五七・追加、令六規則二七・一部改正)

(苦情の処理)

第三十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(平三〇規則三九・追加)

(事故発生時の対応)

第三十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(サービス提供困難時の対応)

第三十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(受給資格等の確認)

第三十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(要支援認定の申請に係る援助)

第三十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(心身の状況等の把握)

第三十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援の事業を行う事業所の指定介護予防支援の提供に当たる職員（以下「担当職員」という。）が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(介護予防支援事業者等との連携)

第三十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第三十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を

提供しなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第三十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(身分を証する書類の携行)

第三十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(サービスの提供の記録)

第三十九条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、書面の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(利用料等の受領)

第四十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防

訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合の交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第四十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(指定介護予防訪問入浴介護の基本的取扱方針)

第四十一条 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供する指定介護予防訪問入浴介護の質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第四十二条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情

報、サービス担当者会議等を通じ、適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体が支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(利用者に関する通知)

第四十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(平三〇規則三九・全改)

(掲示)

第四十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(平三〇規則三九・追加、令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(個人情報の利用に関する同意)

第四十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(広告)

第四十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(平三〇規則三九・追加)

(利益の供与の禁止)

第四十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(平三〇規則三九・追加)

(地域との連携等)

第四十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っている場合には、当該建物に居住する利用者以外の地域の要支援者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(平三〇規則三九・追加、令三規則五七・一部改正)

(会計の区分)

第四十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

第四章 指定介護予防訪問看護

(看護師等)

第四十四条 条例第二十条第一項第一号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上
 - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- 2 条例第二十条第一項第二号に定める従業者の員数は、指定介護予防訪問看護の提供に必要な適当数とする。
- 3 第一項第一号の看護職員のうち一人は、常勤の者でなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等により指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

(令三規則五七・追加)

(運営規程)

第四十五条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第四十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第二十四条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第二十四条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第二十四条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第五十二条第二項に規定する主治の医師による指示の書面

五 第五十三条第一項に規定する介護予防訪問看護計画書

六 第五十三条第六項に規定する介護予防訪問看護報告書

七 第五十五条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 第五十五条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(サービス提供困難時の対応)

第四十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第四十八条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の交通費の支払を要するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防訪問看護の基本的取扱方針)

第五十条 指定介護予防訪問看護の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、その提供する指定介護予防訪問看護の質について自

ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第五十一条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報、サービス担当者会議等を通じ、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十三条第一項に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。
- 三 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 四 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行うこと。
- 五 特殊な看護等を行わないこと。

（主治の医師との関係）

第五十二条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師による指示に基づく適切な指定介護予防訪問看護が提供されるよう必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を書面で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、同項の書面による指示は、診療録その他の診

療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成）

第五十三条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画書（以下「介護予防訪問看護計画書」という。）を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

- 2 看護師等は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、作成した介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問した日、提供した看護の内容等を記載した報告書（以下「介護予防訪問看護報告書」という。）を作成し、その内容について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、定期的に当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に提出しなければならない。
- 7 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 8 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。
- 9 第一項から第七項までの規定は、前項の介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- 10 前条第四項の規定は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第五十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(準用)

第五十五条 第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第三十九条の六から第三十九条の八まで、第三十九条の十から第三十九条の十四まで、第四十条の二及び第四十三条から第四十三条の七までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十九条の八中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十九条の十三及び第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション

(従業者)

第五十六条 条例第二十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するために必要な数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上

2 医師は、常勤の者でなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が法百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第三条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年山口県条例第一号。以下「介護医療院条例」という。）第三条に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平三〇規則三九・全改、令六規則二七・一部改正)

(運営規程)

第五十七条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程

を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第五十八条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 条例第二十八条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 条例第二十八条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第二十八条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 第六十二条第一項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画
- 五 第六十三条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 六 第六十三条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(利用料等の受領)

第五十九条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準

額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の支払を要するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本的取扱方針)

第六十条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションが、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十一条 理学療法士等の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次条第一項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第九十三条第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員、指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じ、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うこと。

三 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

四 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

五 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、それぞれの利用者について、次条第一項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議に利用者又はその家族が参加する場合において、当該リハビリテーション会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（平二七規則三六・令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（介護予防訪問リハビリテーション計画の作成）

第六十二条 医師及び理学療法士等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、

指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 医師及び理学療法士等は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- 5 医師又は理学療法士等は、作成した介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第九十三条第一項から第五項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 8 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

9 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

10 第一項から第八項までの規定は、前項の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。この場合において、第六項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十三条第十項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則三六・令六規則二七・一部改正)

(準用)

第六十三条 第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の十から第三十九条の十四まで、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の三まで、第四十三条の五から第四十三条の七まで、第四十四条の二及び第四十八条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二十八条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第三十九条の八中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十九条の十三及び第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第四十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第六章 指定介護予防居宅療養管理指導

(従業者)

第六十四条 条例第三十条第一項第一号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師又は歯科医師 一人以上
- 二 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

2 条例第三十条第一項第二号に定める従業者の員数は、一人以上とする。

(平三〇規則三九・一部改正)

(運営規程)

第六十五条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第六十六条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第三十二条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第三十二条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第三十二条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第七十条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第七十条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(利用料等の受領)

第六十七条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介

介護予防居宅療養管理指導を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の支払を要するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本的取扱方針)

第六十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第六十九条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的又は歯科医学的管理に基づき、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供及び利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に適切に応じるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすい

いように指導又は助言を行うこと。

三 前号の指導又は助言を行うに当たっては、療養上必要な事項等を記載した書面を交付するよう努めること。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。

五 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の規定によるサービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、提供する情報又は助言の内容を記載した書面を交付して行うこと。

七 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師による指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師による指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な

な情報の提供又は助言を行うこと。

五 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の規定によるサービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、提供する情報又は助言の内容を記載した書面を交付して行うこと。

七 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師による指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

(準用)

第七十条 第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の十一、第三十九条の十三、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の三まで、第四十三条の五から第四十三条の七まで、第四十四条の二及び第四十八条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業

者」と、第三十九条の八中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十九条の十三中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第七章 削除

(平三〇規則三九)

第七十一条から第八十三条まで 削除

(平三〇規則三九)

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション

(従業者)

第八十四条 条例第四十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションを提供するために必要な数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員
- イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位（指定介護予防通所リハビリテーションであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員が、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この号及び第八十六条において同じ。）の数が十人以下の場合にあっては一人以上、利用者の数が十人を超える場合にあっては利用者の数を十で除して得た数以上
- ロ イに規定する従業者のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すご

とに一人以上

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号ロの規定にかかわらず、同号イに規定する従業者のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上とすることができる。
- 3 医師は、常勤の者でなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、介護老人保健施設条例第三条又は介護医療院条例第三条に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令六規則二七・一部改正)

(管理者等の責務)

第八十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、必要がある場合は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、管理を代行させることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第八十五条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者により指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

（平三〇規則三九・追加、令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（設備）

第八十六条 条例第四十一条第一項の専用の部屋等の面積（指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者のために確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）の面積を加えて得た面積）は、三平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。）を乗じて得た面積以上とする。

（平三〇規則三九・一部改正）

（運営規程）

第八十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- 五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第八十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第四十二条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第四十二条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第四十二条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第九十三条第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画

五 第九十四条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第九十四条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(利用料等の受領)

第八十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）によるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（平三〇規則三九・追加）

（衛生管理等）

第八十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

（令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（指定介護予防通所リハビリテーションの基本的取扱方針）

第九十条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その提供する指定介護予防通所リハ

ハビリテーションの質について自ら評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションが、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(令六規則二七・一部改正)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第九十一条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じ、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、第九十三条第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 四 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(平二七規則三六・一部改正)

(指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項)

第九十二条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 介護予防支援におけるアセスメント（介護予防支援において行われる利用者の介護予防の効果を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握をいう。）において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 運動器の機能の向上、低栄養状態の改善等又は口腔機能の向上を目的として個別的に実施されるサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 第九十三条の二の規定による安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全に最大限配慮するとともに、利用者が虚弱な高齢者等であることに十分に配慮し、利用者に危険の伴う強い負荷を与えるサービスの提供は行わないこと。

（平三〇規則三九・一部改正）

（介護予防通所リハビリテーション計画の作成）

第九十三条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 医師等の従業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情

報を把握しなければならない。

- 5 医師等の従業者は、作成した介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第六十二条第一項から第五項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 8 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 9 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- 10 第一項から第八項までの規定は、前項の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。この場合において、第六項中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十二条第十項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（平二七規則三六・令六規則二七・一部改正）

（安全管理体制等の確保）

第九十三条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、従業者に対し、周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよ

う、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境の整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に配慮し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(平三〇規則三九・追加)

(定員の遵守)

第九十三条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平三〇規則三九・追加)

(準用)

第九十四条 第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の八まで、第三十九条の十から第三十九条の十二まで、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の三まで、第四十三条の五から第四十三条の七まで及び第四十八条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第四十二条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十九条の八中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第九章 指定介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第九十五条 条例第四十四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 一人以上
 - 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第九十七条において同じ。）の数（前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を新たに受ける場合は、推定数による。次号において同じ。）が百又は百に満たない端数を増すごとに一以上
 - 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上
 - 四 栄養士 一人以上
 - 五 機能訓練指導員 一人以上
 - 六 調理員その他の従業者 指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うもの（以下「空床利用型事業所」という。）にあつては、同項各号に掲げる従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
 - 3 併設事業所については、条例第四十五条第五項に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。
 - 4 生活相談員のうち一人は、常勤でなければならない。
 - 5 介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 利用定員が二十人未満の併設事業所にあつては、前二項の規定にかかわらず、生活相談員、介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる。
 - 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員の配置を要しない場合においても、利用者の状況に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものと

する。

(令三規則五七・一部改正)

(利用定員等)

第九十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の事業）の専用の居室を設けるものとする。ただし、空床利用型事業所にあつては、この限りでない。

- 2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

(設備)

第九十七条 条例第四十五条第一項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長）又は消防署長と相談の上、条例第四十九条において準用する条例第四十一条の二第一項に規定する施設内防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第四十九条において準用する条例第四十一条の二第四項の訓練については、同条第一項に規定する施設内防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第四十五条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第四十五条第四項の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 一室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - 二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。この場合において、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - 三 浴室は、要支援者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 便所及び洗面設備は、要支援者が使用するのに適したものとすること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - ロ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - ニ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - ホ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 4 条例第四十五条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設とする。

(平三〇規則三九・一部改正)

(運営規程)

第九十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（空床利用型事業所にあつては、第三号を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第九十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 条例第四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 条例第四十九条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第四十九条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 第四百四条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護計画
- 五 第一百十二条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 六 第一百十二条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・一部改正)

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第百条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(身体的拘束等の適正化)

第百条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(令六規則二七・追加)

(利用料等の受領)

第百一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規

定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)に基づき利用者を選定する特別な居室を提供したことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者を選定する特別な食事を提供したことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額に含まれるものを除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、書面によるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本的取扱方針)

第百二条 指定介護予防短期入所生活介護の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所生活介護の質について自ら評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護が、利用者

ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第百三条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報、サービス担当者会議等を通じ、適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、相当期間継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第百四条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、作成した介護予防短期入所生活介

護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第百五条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(機能訓練)

第百七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(相談等)

第百八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第百十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員（空床利用型事業所にあつては、特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員）を超えて指定介護予防短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、担当職員又は指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、利用定員（空床利用型事業所にあつては、特別養護老人ホームの入所定員）を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護の提供を行うことができる。

(平二七規則三六・令六規則二七・一部改正)

(地域との連携等)

第百十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討する

ための委員会を定期的を開催しなければならない。

(令六規則二七・追加)

(準用)

第百十二条 第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の八まで、第三十九条の十、第三十九条の十一、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の五まで、第四十三条の七及び第八十五条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第四十九条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の二第一号及び第三号、第三十九条の二の三第一号及び第三号並びに第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十五条の二第三項から第五項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第十章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(勤務体制の確保等)

第百十三条 第八十五条の二の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第八十五条の二第一項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(設備)

第百十四条 条例第五十一条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一室の床面積は、十・六五平方メートル以上（(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上）とすること。
- (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 便所及び洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、要支援者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室は、要支援者が入浴するのに適したものとすること。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。

ロ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

ニ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

ホ ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（令三規則五七・一部改正）

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の留意事項）

第百十五条 指定介護予防短期入所生活介護の提供は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

- 一 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うこと。
- 二 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮すること。
- 三 利用者のプライバシーの確保に配慮すること。

(介護)

第百十六条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 第百五条（第一項及び第二項を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護について準用する。この場合において、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第五項中「支援を適切に行わなければ」とあるのは「行為を適切に支援しなければ」と読み替えるものとする。

(食事)

第百十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立

して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百十九条 前章（第九十七条第三項、第百五条、第百六条、第百九条及び第百十二条（第八十五条の二の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、同条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、第九十七条第一項各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第五十一条第三項において準用する条例」と、同項第二号イ及びロ中「第四十九条」とあるのは「第五十二条において準用する条例第四十九条」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「条例第五十一条第三項において準用する条例」と、第九十八条第三号中「利用定員」とあるのは「利用定員並びにユニットの数及びユニットごとの利用定員」と、第九十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第四十九条」とあるのは「第五十二条において準用する条例第四十九条」と、同項第四号中「第百四条第一項」とあるのは「第百十九条において準用する第百四条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第百十二条」とあるのは「第百十九条において準用する第百十二条」と、第百三条第二号中「次条第一項」とあるのは「第百十九条において準用する次条第一項」と、第百十条中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、「特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員」と、第百十二条中「第四十九条」とあるのは「第五十二条において準用する条例第四十九条」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・一部改正)

第十一章 指定介護予防短期入所療養介護

(従業者)

第百二十条 条例第五十四条第一項第一号に定める従業者の員数は、それぞれ、利用者

(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百三十二条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 条例第五十四条第一項第二号に定める従業者の員数は、それぞれ、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 条例第五十四条第一項第三号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき同号に定める従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上とする。この場合において、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置しなければならない。

4 条例第五十四条第一項第四号に定める従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(設備)

第百二十一条 条例第五十五条第一項第三号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。

(平二七規則三六・令六規則二七・一部改正)

(運営規程)

第百二十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 サービスの利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第二百二十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第五十七条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録

二 条例第五十七条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 条例第五十七条において準用する条例第四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二百二十六条第一項に規定する介護予防短期入所療養介護計画

五 第二百三十三条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

六 第二百三十三条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・一部改正)

(指定介護予防短期入所療養介護の基本的取扱方針)

第二百二十四条 指定介護予防短期入所療養介護の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所療養介護の質について自ら評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援す

ることを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第二百二十五条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報、サービス担当者会議等を通じ、適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、相当期間継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(指定介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、作成した介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第二百二十七条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響に十分に配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるもののほか行わないこと。
- 六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるもののほか利用者に施用し、又は処方しないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。

(平三〇規則三九・一部改正)

(機能訓練)

第二百二十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百二十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担による当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百三十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、利用者の食事が可能な限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第百三十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院

の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(準用)

第百三十三条 第三十七条、第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の八まで、第三十九条の十、第三十九条の十一、第三十九条の十四、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の三まで、第四十三条の五、第四十三条の七、第八十五条の二、第八十九条、第百条から第百一条まで、第百十一条及び第百十一条の二の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の三第一号及び第三号並びに第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第八十五条の二第三項から第五項まで並びに第八十九条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項第三号中「居室を」とあるのは「療養室等を」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

第十二章 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(勤務体制の確保等)

第百三十四条 第八十五条の二の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第八十五条の二第一項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(設備)

第百三十五条 条例第五十九条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一室の床面積は、十・六五平方メートル以上 ((1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上) とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 便所及び洗面設備は、病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 機能訓練室は、必要な機械及び器具を備えるほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては四十平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては機能訓練を行うために十分な広さを有すること。

四 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 第一項第一号ロの共同生活室は、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十八号）第五条第一項第二号（療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同条第二項において準用する同号）の食堂とみなす。

（令六規則二七・一部改正）

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の留意事項）

第百三十六条 指定介護予防短期入所療養介護の提供は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

- 一 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うこと。
- 二 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮すること。
- 三 利用者のプライバシーの確保に配慮すること。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第百三十七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 第百二十九条（第一項及び第二項を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所における看護及び医学的管理の下における介護について準用する。この場合において、同条第三項中「援助」とあるのは「支援」と、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第五項中「支援を適切に行わなければ」とあるのは「行為を適切に支援しなければ」と読み替えるものとする。

(食事)

第百三十八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百四十条 前章（第百二十一条、第百二十九条から第百三十一条まで及び第百三十三条（第八十五条の二の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十条において準用する条例」と、「介護老人保健施設」とあるのは「ユニット型介護老人保健施設」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第二項から第四項までの規定中「条例」とあるのは「条例第六十条において準用する条例」と、同条第五項中「条例」とあるのは「条例第六十条において準用する条例」と、「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、第百二十三条第二項第一号から第三号までの規定中「第五十七条」とあるのは「第六十条において準用する条例第五十七条」と、同項第四号中「第百二十六条」とあるのは「第百四十条において準用する第百二十六条」と、同項第五号及び第六号中「第百三十三条」とあるのは「第百四十条において準用する第百三十三条」と、第百二十五条第二号中「次条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する次条第一

項」と、第百三十二条第一号中「介護老人保健施設」とあるのは「ユニット型介護老人保健施設」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、「入所定員」とあるのは「入居定員」と、同条第四号中「介護医療院」とあるのは「ユニット型介護医療院」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、「入所定員」とあるのは「入居定員」と、第百三十三条中「第五十七条」とあるのは「第六十条において準用する条例第五十七条」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・一部改正)

第十三章 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第百四十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第百四十二条 条例第六十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一以上

二 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又は十に満たない端数を増すごとに一以上とする。

ロ 看護職員の員数は、利用者の数の次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める数とする。

(1) 利用者の数が三十以下の場合 常勤換算方法で、一以上

(2) 利用者の数が三十を超える場合 常勤換算方法で、一に、利用者の数が三十を超えて五十又は五十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 常に一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員を確保するものとする。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一人以上

四 計画作成担当者 一人以上（利用者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

2 前項の規定にかかわらず、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活

介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、同項各号に掲げる従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又は百に満たない端数を増すごとに一人以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上とする。

ロ 看護職員の員数は、総利用者数の次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める数とする。

(1) 総利用者数が三十以下の場合 常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える場合 常勤換算方法で、一に、総利用者数が三十を超えて五十又は五十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 常に一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員を確保するものとする。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一人以上

四 計画作成担当者 一人以上（総利用者数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者又は指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を新たに受ける場合は、推定数による。

4 生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活

介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第百五十九条において準用する第百十一条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減が行われていると認められること。

（平二七規則三六・平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正）

（勤務体制の確保等）

第百四十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、指定介護予防特定施設ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護

予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のため必要な研修の機会を確保しなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることがないように必要な措置を講じなければならない。

（令三規則五七・令六規則二七・一部改正）

（設備）

第百四十四条 条例第六十三条第二項の規則で定める建物については、第九十七条第二項の規定を準用する。

- 2 条例第六十三条第四項の基準は、次のとおりとする。
 - 一 介護居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ロ プライバシーの確保に配慮し、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - ハ 地階に設けないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - 三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 便所は、居室のある階ごとに設け、非常用設備を設けること。
 - 五 食堂及び機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

(運営規程)

第百四十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかねばならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室の数
- 四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第百四十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 条例第六十六条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第六十六条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 条例第六十六条において準用する条例第四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第百四十三条第三項の規定による結果等の記録
- 六 第百五十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 七 第百五十九条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平二七規則三六・平三〇規則三九・一部改正)

(契約の内容等)

第百四十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第六十四条の契約を締結するときは、書面により行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第六十四条の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ条例第六十四条の契約に係る書面に明記しなければならない。

4 第三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が条例第六十四条の規定による書面の交付等をする場合について準用する。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第百四十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等により、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第百四十九条 削除

(平二七規則三六)

(サービスの提供の記録)

第百五十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては終了の年月

日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第百五十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により供与される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(口腔衛生の管理)

第百五十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(令六規則二七・全改)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針)

第百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質について自ら評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり利用者との意思疎通を十分に図ることその他それぞれの利用者に応じた方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第百五十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 二 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(介護予防特定施設サービス計画の作成)

第百五十四条 指定介護予防特定施設の管理者は、計画作成担当者に介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報等を通じ、適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意事

項、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該介護予防特定施設サービス計画の原案について説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、作成した介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。
- 7 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 8 第一項から第六項までの規定は、前項の介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第百五十五条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴することが困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（相談等）

第百五十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百五十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第百五十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定

めておくよう努めなければならない。

(令六規則二七・一部改正)

(準用)

第百五十九条 第三十七条、第三十九条の二の二から第三十九条の四まで、第三十九条の六、第三十九条の七、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の五まで、第四十三条の七、第百条の二、第百七条、第百十一条及び第百十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二の二第一号及び第三号、第三十九条の二の三第一号及び第三号並びに第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

第十四章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の原則)

第百六十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(平二七規則三六・一部改正)

(従業者)

第百六十一条 条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一以上
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又は三十に満たない端数を増すごとに一以上
- 三 計画作成担当者 一人以上（利用者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

2 前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、同項各号に掲げる従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者

生活介護の提供を受ける入居者（以下「居宅サービスの利用者」という。）の合計数

（以下「総利用者数」という。）が百又は百に満たない端数を増すごとに一以上

- 二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又は十に満たない端数を増すごとに一及び利用者の数が三十又は三十に満たない端数を増すごとに一以上
- 三 計画作成担当者 一人以上（総利用者数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者又は外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を新たに受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の指定介護予防特定施設の従業者（外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

5 生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

6 計画作成担当者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第百六十二条 条例第六十九条第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートル以上とする。

2 条例第六十九条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの確保に配慮し、介護を行うために適当な広さであること。

ハ 地階に設けないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

三 便所は、居室のある階ごとに設け、非常用設備を設けること。

四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 条例第六十九条第三項において準用する条例第六十三条第二項の規則で定める建物については、第九十七条第二項の規定を準用する。

4 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

(運営規程)

第百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員及び居室の数

四 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所（受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七 施設の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第百六十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画

- 二 条例第七十一条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第七十一条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 条例第七十一条において準用する条例第四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 次条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 六 第六十六条第八項の規定による結果等の記録
- 七 第六十七条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録
- 八 第六十七条において読み替えて準用する第四十三条第三項の規定による結果等の記録
- 九 第六十七条において読み替えて準用する第五十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(平二七規則三六・平三〇規則三九・一部改正)

(受託介護予防サービスの提供)

第六十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに書面により行わなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定事業者でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション

ョン、指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）並びに第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合は、指定介護予防特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（平二七規則三六・平二八規則一八・平三〇規則三九・一部改正）

（準用）

第百六十七条 第三十七条、第三十九条の二の二から第三十九条の四まで、第三十九条の六、第三十九条の七、第四十条の二、第四十三条から第四十三条の五まで、第四十三条

の七、第百条の二、第百十一条、第百四十三条、第百四十七条、第百四十八条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条から第百五十四条まで及び第百五十六条から第百五十八条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第四十三条の二第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第百四十三条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、同条第四項から第六項までの規定中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第百四十七条第一項及び第二項中「第六十四条」とあるのは「第七十条」と、同条第三項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、同項及び同条第四項中「第六十四条」とあるのは「第七十条」と、第百五十条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百五十四条第三項及び第六項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(平二七規則三六・平三〇規則三九・令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

第十五章 指定介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第百六十八条 条例第七十三条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(設備)

第百六十九条 条例第七十四条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具の保管のために必要な設備は、清潔であつて、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(運営規程)

第百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(記録の整備)

第百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 条例第七十六条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 条例第七十六条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 三 条例第七十六条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 次条の規定による結果等の記録
- 五 第百七十六条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画
- 六 第百八十条において準用する第三十九条の十四第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 七 第百八十条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(衛生管理等)

第百七十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、条例第七十五条第二項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該委託等の契約において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するとともに、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 2 第三十九条の二の規定は、指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。
この場合において、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(令三規則五七・一部改正)

(利用料等の受領)

第百七十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定介護予防福祉用具貸与の基本的取扱方針)

第百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与の提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その提供する指定介護予防福祉用具貸与の質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百七十五条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報、サービス担当者会議等を通じ、適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の書面を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国における平均的な貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- 二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の

身体 の 状況等 を踏まえ、提案を行うこと。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体 の 状況等 に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一の種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第百七十六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第百八十七条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、作成した介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じてモニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービ

スの提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項の介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(研修の機会の確保等)

第百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために必要な福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんらん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(平二七規則三六・一部改正)

(福祉用具の取扱種目)

第百七十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(掲示等)

第百七十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備えなければならない。

(令三規則五七・令六規則二七・一部改正)

(準用)

第百八十条 第三十七条、第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の十四まで、第四十条の二、第四十三条、第四十三条の三から第四十三条の七まで並びに第八十五条の二第一項、第二項及び第五項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十六条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の五中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第三十九条の九第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第三十九条の十三中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十九条の十四第一項中「提供した日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第四十条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第八十五条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第五項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第十六章 指定特定介護予防福祉用具販売

(福祉用具専門相談員)

第百八十一条 条例第七十八条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(記録の整備)

第百八十二条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第八十条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘

束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 条例第八十条において準用する条例第十八条の五第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第八十条において準用する条例第十八条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 次条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第百八十七条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

六 第百八十八条において準用する第四十三条の規定による通知に係る記録

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(サービスの提供の記録)

第百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、書面の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第百八十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、法第五十六条第三項の現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類の交付)

第百八十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる書類を利用者に交付しなければならない。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、販売した指定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 二 領収書
- 三 パンフレットその他の販売した指定介護予防福祉用具の概要を記載した書面
(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第百八十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の書面を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。
- 四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 五 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じること。

(令六規則二七・一部改正)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第百八十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「特定介護予防福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、作成した特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(令六規則二七・一部改正)

(準用)

第百八十八条 第三十七条、第三十九条の二から第三十九条の九まで、第三十九条の十一から第三十九条の十三まで、第四十三条、第四十三条の三から第四十三条の七まで、第八十五条の二第一項、第二項及び第五項、第七十条、第七十四条並びに第七十七条から第七十九条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十条において読み替えて準用する条例」と、第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の五中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り

扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第三十九条の九第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第三十九条の十三中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第八十五条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第五項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百七十条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第一百七十七条第一項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第一百七十八条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第一百七十九条第二項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(平二七規則三六・平三〇規則三九・令三規則五七・一部改正)

第十七章 共生型介護予防サービス

(平三〇規則三九・改称)

(共生型介護予防短期入所生活介護)

第百八十九条 条例第八十一条第一項の規則で定める指定短期入所事業者は、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（次項第一号及び第二号において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する者とする。

2 条例第八十一条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者の数及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を

受けていること。

- 3 第九章（第九十五条から第九十七条までを除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第八十一条第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第四十九条」とあるのは「第八十一条第二項」と、同項第四号中「第百四条第一項」とあるのは「第百八十九条第三項において準用する第百四条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第百十二条」とあるのは「第百八十九条第三項において準用する第百十二条」と、第百三条第二号中「次条第一項」とあるのは「第百八十九条第三項において準用する次条第一項」と、第百十二条中「第四十九条」とあるのは「第八十一条第二項」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者」と読み替えるものとする。

（平三〇規則三九・全改）

第十八章 基準該当介護予防サービス

（平三〇規則三九・章名追加）

（基準該当介護予防訪問入浴介護）

第百九十条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業については、第三章（第三十六条第二項、第三十九条の三第二項、第三十九条の十及び第四十条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「条例第八十二条第一項において準用する条例」と、同項第二号中「第十六条第三項」とあるのは「第九十一条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項において準用する同条例第十六条第一項」と、第三十九条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第八十二条第一項において準用する条例」と、同項第四号中「第三十九条の十四第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第三十九条の十四第二項」と、同項第五号中「第四十三条」とあるのは「第百九十条において準用する第四十三条」と、第三十九条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条第一項において準用する条例」と、第三十九条の十四第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第四十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予

防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・令六規則二七・一部改正)

(基準該当介護予防短期入所生活介護)

第百九十一条 条例第八十三条第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護師若しくは准看護師 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数（前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を新たに開始する場合は、推定数による。）が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた
適当数

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、前項各号に掲げる従業者を確保するものとする。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業（基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の事業）の専用の居室を設けるものとする。

4 条例第八十三条第五項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。この場合において、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所及び洗面所は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものとすること。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整備しておかなければならない。

6 第九章（第九十五条から第九十七条まで、第一百条第一項及び第一百十二条（第三十九条の三第二項及び第三十九条の十の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第八十三条第七項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第四十九条」とあるのは「第八十三条第七項において準用する条例第四十九条」と、同項第四号中「第一百四十四条第一項」とあるのは「第一百九十一条第六項において準用する第一百四十四条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第一百十二条」とあるのは「第一百九十一条第六項において準用する第一百十二条」と、第一百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百三十二条第二号中「次条第一項」とあるのは「第一百九十一条第六項において準用する次条第一項」と、第一百条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第一百十二条中「第四十九条」とあるのは「第八十三条第七項において準用する条例第四十九条」と、同条において準用する第三十九条の十四第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第一百十二条において準用する第四十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と読み替えるものとする。

（平二七規則三六・一部改正、平三〇規則三九・旧第一百九十二条繰上・一部改正）

（基準該当介護予防福祉用具貸与）

第百九十二条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業については、第十五章（第百七十三条第一項及び第百八十条（第三十九条の三第二項及び第三十九条の十の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百六十八条及び第百六十九条中「条例」とあるのは「条例第八十四条第一項において準用する条例」と、第百七十一条第二項第一号から第三号までの規定中「第七十六条」とあるのは「第八十四条第一項において準用する条例第七十六条」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第百九十二条において読み替えて準用する次条」と、同項第五号中「第百七十六条第一項」とあるのは「第百九十二条において準用する第百七十六条第一項」と、同項第六号及び第七号中「第百八十条」とあるのは「第百九十二条において準用する第百八十条」と、第百七十二条中「条例」とあるのは「条例第八十四条第一項において準用する条例」と、第百七十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百七十五条第二号中「次条第一項」とあるのは「第百九十二条において準用する次条第一項」と、第百八十条中「第七十六条」とあるのは「第八十四条第一項において準用する条例第七十六条」と、同条において読み替えて準用する第三十九条の十四第一項中「当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他」とあるのは「その他」と、第百八十条において読み替えて準用する第四十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と読み替えるものとする。

（平三〇規則三九・旧第百九十三条繰上・一部改正、令六規則二七・一部改正）

第十九章 雑則

（令三規則五七・追加）

（電磁的記録等）

第百九十三条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定（第三十九条の二（第五十五条、第六十三条、第七十条、第九十四条、第百

十二条（第百十九条、第百八十九条第三項及び第百九十一条第六項において準用する場合を含む。）、第百三十三条（第百四十条において準用する場合を含む。）、第百四十七条第四項（第百六十七条において準用する場合を含む。）、第百八十条（第百九十二条において準用する場合を含む。）、第百八十八条及び第百九十条において準用する場合を含む。）を除く。）において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（令三規則五七・追加、令六規則二七・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（指定介護予防訪問介護に関する経過措置）

- 2 平成二十四年四月一日前に存する指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者の員数については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十五年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかわらず、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十号）第十条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第五条第二項の規定によることができる。

（指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置）

- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号。以下「指定居宅サービス等条例施行規則」という。）附則第三項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第九十七条第三項第一号イ及びロ、第二号前段並びに第五号の規定は、適用しない。

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置）

- 4 指定居宅サービス等条例施行規則附則第四項の規定の適用を受けるユニット型指定短

期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合についての第百十四条第一号の規定の適用については、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)

- 5 条例附則第三項の規定により条例附則第四項から附則第七項までの規定の適用を受け一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所については、次項から附則第八項までの規定によるものとする。
- 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業については、次項及び附則第八項に定めるものを除き、ユニット部分にあっては第百十三条から第百十八条まで並びに第百十九条において準用する第百一条及び第百十条に、それ以外の部分にあっては第九十七条、第百一条、第百五条、第百六条、第百九条、第百十条及び第百十二条において読み替えて準用する第八十五条の二に定めるところによる。

(平三〇規則三九・一部改正)

- 7 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（空床利用型事業所にあっては、第三号及び第四号を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員
 - 五 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 通常の送迎の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 その他運営に関する重要事項

- 8 第九十五条、第九十六条、第九十九条、第一百条、第一百零二条から第一百零四条まで、第一百七条、第一百零八条、第一百零一条及び第一百零二条（第八十五条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条第一項及び第九十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例附則第七項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第四十九条」とあるのは「附則第七項において準用する条例第四十九条」と、同項第四号中「第一百零四条第一項」とあるのは「附則第八項において準用する第一百零四条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第一百零二条」とあるのは「附則第八項において準用する第一百零二条」と、第一百零二条中「第四十九条」とあるのは「附則第七項において準用する条例第四十九条」と読み替えるものとする。

（平三〇規則三九・一部改正）

（指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置）

- 9 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とする。
- 10 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年改正省令附則第六条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。
- 11 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えるものとする。
- 12 平成十三年改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」とい

う。)に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、同条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とする。

- 13 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年改正省令附則第七条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置)

- 14 条例附則第八項の規定により条例附則第九項から附則第十二項までの規定の適用を受ける一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次項から附則第十七項までの規定によるものとする。

- 15 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業については、次項及び附則第十七項に定めるものを除き、ユニット部分にあつては第百三十四条から第百三十九条まで、第百四十条において読み替えて準用する第百三十二条及び第百四十条において準用する第百三十三条において読み替えて準用する第百一条に、それ以外の部分にあつては第百二十一条、第百二十九条から第百三十二条まで並びに第百三十三条において読み替えて準用する第八十五条の二及び第百一条に定めるところによる。

(平三〇規則三九・一部改正)

- 16 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

- 17 第百二十条、第百二十三条から第百二十八条まで及び第百三十三条（第八十五条の二

及び第百一条の準用に係る部分を除く。)の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百二十条中「条例」とあるのは「条例附則第十二項において準用する条例」と、第百二十三条第二項第一号から第三号までの規定中「第五十七条」とあるのは「附則第十二項において準用する条例第五十七条」と、同項第四号中「第二百六条第一項」とあるのは「附則第十七項において準用する第二百六条第一項」と、同項第五号及び第六号中「第百三十三条」とあるのは「附則第十七項において準用する第百三十三条」と、第百三十三条中「第五十七条」とあるのは「附則第十二項において準用する条例第五十七条」と読み替えるものとする。

(平三〇規則三九・一部改正)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置)

- 18 平成十八年四月一日前に存する指定特定施設（特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第百四十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置)

- 19 平成十八年四月一日前に存する養護老人ホームの建物（建築中のものを含む。）については、第百六十二条第二項第一号イの規定は、適用しない。
- 20 平成十八年四月一日前に存する指定特定施設であって、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第百六十二条第二項第一号イの規定は、適用しない。

(指定介護予防福祉用具貸与に関する経過措置)

- 21 平成二十四年四月一日前に存する指定介護予防福祉用具貸与事業所において行われる指定介護予防福祉用具貸与の事業については、施行日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第百七十六条の規定は、適用しないことができる。この場合において、第百七十一条第二項第四号の規定は適用せず、第百七十五条の規定の適用については、同条第二号中「指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」とあるのは「介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置付けられる場合は、当該介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、利用者に係る指定介護予防支援の事業を行う事業所の指定介護予防支援の提

供に当たる職員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じる」とする。

(指定特定介護予防福祉用具販売に関する経過措置)

- 22 平成二十四年四月一日前に存する指定特定介護予防福祉用具販売事業所において行われる指定特定介護予防福祉用具販売の事業については、施行日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第百八十七条の規定は、適用しないことができる。この場合において、第百八十二条第二項第四号の規定は適用せず、第百八十六条の規定の適用については、同条第二号中「指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」とあるのは「介護予防サービス計画が作成されていない場合は、介護保険法施行規則第九十条第一項第三号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する」とする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)

- 23 指定居宅サービス等条例施行規則附則第二十三項の規定の適用を受ける基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるときは、第百九十一条第四項第一号イ及びロ並びに第二号前段の規定は、適用しない。

(平三〇規則三九・一部改正)

(医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置)

- 24 第百四十二条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号及び第四号並びに第百六十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

(平三〇規則三九・追加、令三規則五七・一部改正)

附 則 (平成二七年規則第三六号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第一八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第三九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一百七十五条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものを含むものに限る。）の事業を行う者については、平成三十年九月三十日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第六十四条及び第六十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和三年規則第五七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百十四条第一号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百十四条第一号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和六年規則第二七号)

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十九条の二第一項第二号、第九十条第三項及び第百九十三条第一項の改正規定
公布の日

二 第四十六条第二項、第五十六条、第五十八条第二項、第六十二条、第六十六条第二項、第八十四条、第八十八条第二項及び第九十三条の改正規定 令和六年六月一日
(虐待の防止に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十九条の二の三（改正後の規則第七十条において準用する場合に限る。）及び第六十五条の規定の適用については、改正後の規則第三十九条の二の三中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の規則第六十五条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（第六号に掲げるものを除く。）」とする。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第四十三条の二第三項（改正後の規則第五十五条、第六十三条、第七十条、第九十四条、第百十二条（改正後の規則第百十九条、第百八十九条第三項及び第百九十一条第六項において準用する場合を含む。）、第百三十三条（改正後の規則第百四十条において準用する場合を含む。）、第百五十九条、第百六十七条及び第百九十条において準用する場合を含む。）及び第百七十九条第三項（改正後の規則第百八十八条及び第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

4 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百条の二（改正後の規則第百十九条、第百三十三条（改正後の規則第百四十条において準用する場合を含む。）、第百八十九条第三項及び第百九十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検

討するための委員会に関する経過措置)

- 5 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百十一条の二（改正後の規則第百十九条、第百三十三条（改正後の規則第百四十条において準用する場合を含む。）、第百五十九条、第百八十九条第三項及び第百九十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第百十一条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する経過措置）

- 6 この規則の施行の際現に存するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百三十五条第一号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の規則第百三十五条第一項第一号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（口腔衛生^{くわう}の管理に関する経過措置）

- 7 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百五十一条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。